

事務連絡
令和5年5月25日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

インボイス制度の開始に向けた周知等について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省畜産局食肉鶏卵課から、インボイス制度の開始に向けた周知等についての情報提供がありましたのでお知らせします。

関係団体各位

貴団体におかれましては、消費税インボイス制度への対応に向けた各種周知等につきまして、日頃よりご理解・ご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。

インボイス制度の実施に向けては、免税事業者とその取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為についての考え方を公表し、各府省庁から所管団体を通じて事業者の法令遵守をお願いしてきたところです。

このたび、公正取引委員会において、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、どのような業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を改めて明らかにして公表したとのことです。

またインボイス制度に関する注意事例・相談窓口について、以下のとおり案内がまいりましたので、お知らせいたします。詳細については、別添の協力依頼文書をご参照ください。

つきましては、貴団体におかれましては、御多忙中のところお手数おかけしますが、このことについて、貴団体の会員の皆様に対して御周知いただきますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

令和5年5月24日

関係団体各位

農 林 水 産 省
財 務 省
国 税 庁

インボイス制度の開始に向けた周知等について (協力依頼)

平素から、農林水産行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始される本年10月1日まで、残すところ4か月となりました。

インボイス制度の実施に向けて、免税事業者とその取引先との間で独占禁止法・下請法上問題となり得る行為についての考え方を公表し、各府省庁から所管団体を通じて事業者の法令遵守をお願いしてきたところです。

これまでより数次にわたりお願いさせていただいた内容と重複する部分もございますが、制度開始を円滑に迎えるに当たり、事業者の方々に制度の内容を正確にご理解いただき、必要な準備・対応を進めていただくため、以下2点について周知いただければ幸いです。

特に1点目は、現在の状況を踏まえた注意喚起を含む内容になりますので、よろしくお願いたします。

1. インボイス制度の実施に関連した注意事例の公表について

公正取引委員会において、独占禁止法違反につながるおそれのある複数の事例が確認されたため、違反行為の未然防止の観点から、どのような業態の発注事業者と免税事業者との間でそうした事例が発生したかということに加え、事例を踏まえた独占禁止法・下請法上の考え方を改めて明らかにして公表しています。

【公正取引委員会ウェブサイト「インボイス制度関連コーナー」】

https://www.jftc.go.jp/file/invoice_chuijirei.pdf

2. 中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口についてのご案内

中小企業庁の補助事業において、免税事業者のインボイス制度に関する相談内容に応じて、税理士による無料オンライン相談など各種相談先を紹介する「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」を開設しております。

【中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口】

<https://chusho-invoice.jp/>

(以 上)